

## 知的財産実施料等収入の取扱いについて

平成17年	4月22日	制定
平成20年	5月7日	改正
平成22年	4月1日	改正
平成23年	10月18日	改正
平成23年	12月21日	改正
平成24年	7月18日	改正
平成26年	4月1日	改正
平成30年	4月1日	改正

### 1. 発明等の補償金配分について

#### 1.1 補償金配分

発明規程第18条に定める各補償金の配分について、以下のとおり定める。

	実績補償		
	発明者	研究室	大学
発明	33%	17%	50%

- ※ 実績補償は、収入から出願・維持・活用等に係る経費の実費を控除した額を元に算定。
- ※ 比率・補償金額で少数以下等の調整が必要な場合は、発明者分（発明者内では代表発明者又は発明者（本学担当者）分）を優先する。
- ※ 発明者が学内の複数組織にまたがる場合（組織変更等も含む）の研究室分は、発明の寄与度に応じて各研究室に配分する。
- ※ 発明者全員が学内組織から学外へ異動・退職する等、学内に発明者が所属する研究室がない場合、研究室分は、部局分とする。
- ※ 本学の契約により本学教職員と同等の補償をすると決定した者（本学教職員と共同で発明をなした者であって本学に属さない者、及び発明出願後に本学に異動した者などで、本学に権利が譲渡された場合または他機関の権利が放棄された場合）の補償については、発明規程第18条を準用する。

#### 1.2 経費について

知的財産ポリシー・発明規程で記載の、実施料等収入から控除する「出願・維持等に係る経費の実費」については、当面の間、各案件に直接的に必要な経費の実費とし、間接的経費は含まないものとする。

#### ○ 各案件に直接的に必要な経費

##### ア) 出願に係る経費：

- ・ 出願料、審査請求料、審判等、特許庁等国機関への出願に要した経費
- ・ 出願手数料、審査請求料、審判等、海外機関への出願に要した経費
- ・ 出願に際し、明細書作成、翻訳、現地代理人、審査・審判対応等、弁理士手数料

- ・ 謝金として要した経費（海外分も含む）

イ) 維持に係る経費：

- ・ 特許料、登録料、審判等、特許庁等国機関に要した経費
- ・ 特許料、登録料、審判等、海外機関への審査・維持に要した経費
- ・ 特許年金管理、審判対応等の弁理士謝金など、維持に要した経費（海外分も含む）

○ 間接的に必要な経費

出願・維持に係る経費のうち、本学教職員の活動、通信等経費は、当面の間、実施料等収入から控除する経費には含めず、産学官連携推進活動経費等から支出する。

○ 研究室負担の経費

研究室で負担した出願・維持に係る経費は、実施料等収入から控除する経費に含める。実施料等収入が生じた場合、上記研究室負担経費を収入から控除し、研究室に還元する。実施料等収入から控除する経費に大学本部負担経費と研究室負担経費の両者が共存する場合、大学本部負担経費から先に充当する。また、研究室負担経費を収入から控除し研究室に配分する際に、発明者全員が学内組織から学外へ異動・退職等で学内に発明者が所属する研究室がない場合は、研究室分は所属していた部局分とする。

2. 研究成果有体物の補償金配分について

研究成果有体物収入については、「国立大学法人大阪大学研究成果有体物規程」においては、技術移転機関等を経由して収入を得た場合及び経費実費に係る取扱いについて規定されていないが、同規程第 14 条に基づき、本取扱いにおいて規定するものとする。

2-1 補償金配分

研究成果有体物規定第 9 条に定める補償金配分について、以下のとおり定める。

	実績補償			
	創作者	研究室	大学	
研究成果有体物	33%	17%	50%	

- ※ 実績補償は、収入から研究成果有体物の創作等に係る経費の実費を控除した額を元に算定。
- ※ 比率・補償金額で少数以下等の調整が必要な場合は、創作者分（創作者内では代表創作者又は創作者（本学担当者）分）を優先する。
- ※ 創作者が学内の複数組織にまたがる場合（組織変更等も含む）の研究室分は、創作の寄与度に応じて各研究室に配分する。
- ※ 創作者全員が学内組織から学外へ異動・退職する等、学内に創作者が所属する研究室がない場合、研究室分は、部局分とする。

## 2-2 経費について

研究成果有体物収入から控除する経費については、当面の間、各案件に直接的に必要な経費の実費とし、間接的経費は含まないものとする。

### ○ 各案件に直接的に必要な経費

ア) 研究成果有体物の創作等に係る経費（創作者から明細書及び証拠書類の提出があった場合に限る）：

- ・ 原材料費
- ・ 研究成果有体物の送付に要した経費
- ・ その他調製又は頒布に要した経費

### ○ 間接的に必要な経費

研究成果有体物に係る経費のうち、本学教職員の活動、通信等経費は、当面の間、研究成果有体物収入から控除する経費には含めず、産学官連携推進活動経費等から支出する。

また、研究成果有体物の創作等に係る経費のうち、本学教職員の人件費等は、当面の間、研究成果有体物収入から控除する経費には含めず、既定経費等から支出する。

### ○ 研究室負担の経費

研究室で負担した研究成果有体物の創作等に係る経費は、研究成果有体物収入から控除する経費に含める。研究成果有体物収入が生じた場合、上記研究室負担経費を収入から控除し、研究室に還元する。また、研究室に異動のあった場合は、元の部局に配分する。

## 3. 補償金大学配分と経費の使途

実績補償のうち、研究室配分は将来の研究への還元として位置付け、大学配分は、当面の間、新たな知的財産の出願・維持・活用等のための経費に充当する。（安定的に計上される場合は、全学的な新たな知的財産創造の促進方策等への活用を検討）

また、「出願・維持等に係る経費の実費」として控除した経費分も同様とする。